三重県介護員養成研修事業者指定要綱新旧対照表（平成３１年２月５日改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 三重県介護員養成研修事業者指定要綱**（趣旨）**第１条　この要綱は、介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第２２条の２３第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成１８年厚生労働省告示第２１９号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係・生活援助従事者研修関係）」（平成２４年３月２８日付け老振発０３２８第９号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。**（事業者指定の申請）**第２条　省令第２２条の２６の規定により、事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定を受けようとする日の属する月の前々月の初日までに知事に申請しなければならない。２　申請者は、前項の申請を行うときに、初回の研修事業の指定申請をあわせて行わなければならない。**（事業者の指定）**第３条　知事は、前条の申請があったときは、政令第３条第２項の規定により、研修事業の形式（通学又は通信のことをいう。以下同じ。）ごとに事業者の指定を月の初日に行うものとする。２　知事は、申請者及び研修事業の内容等が政令、省令、告示、取扱細則及び次の各号に掲げる事項のすべてを満たすと認められる場合に限り、事業者として指定するものとする。(1) 法人格を有し、研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。(2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務処理能力及び体制を整えていること。(3) 県内に、研修事業の拠点となる設備と、研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。(4) 三重県内で、年度中に１回以上研修事業を実施できること。(5) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。(6) 研修について、別紙１「研修カリキュラム」の内容に従って実施できること。(7) おおむね１年以上、研修又は研修以外の事業で安定した運営実績があり、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。(8) 研修を担当する講師は、別に定める講師要件を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が必要な人数確保されていること。(9) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び備品・教材等が確保されていること。(10) 第１８条に定める情報の公表を行う体制を整えていること。(11) 過去５年以内に介護員養成研修事業に関し、本県又は他の都道府県で指定の取消処分を受けていないこと。また、第１５条第２項の改善指導を受けている場合は、指導内容が改善されていることが確認できること。(12) 政令第３条第２項第２号に掲げる事項並びに本要綱及び三重県介護員養成研修事業者指定要領に定める事項が遵守されること。３　知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査、助言及び指導を行うことができる。　**（年間実施計画の届出等）**第４条　事業者は、毎事業年度ごとに研修事業の年間実施計画を、知事に提出しなければならない。２　事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。３　事業者は、届け出た年間実施計画に変更が生じたときは、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。　**（研修事業の指定申請）**第５条　事業者は、研修を行う場合には、研修事業の指定を受けようとする日の属する月の前月の初日までに、知事に申請しなければならない。ただし、研修事業等に関し第１５条第２項の改善の指導を受けている場合は、申請をすることができない。**（研修事業が複数の都道府県に渡る場合の指定の取扱い）**第６条　同一の事業者が複数の都道府県に渡って研修事業を実施する場合であっても、その各々が独立して研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講者の募集を各々の都道府県下において行うなど、研修事業として別個のものと認められる場合には、県内において実施する研修事業を本県において指定する。２　通信形式による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合であって、県内に本部、本校等主たる事業所（対面での面接指導、添削、講師の確保等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所をいう。）が所在し、県内で面接指導を行う場合には、本県において研修事業を指定する。　**（研修事業の指定）**第７条　知事は、第５条の申請があったときは、第３条の規定に準じて指定の可否を決定し、申請者に対し、その旨を通知するものとする。　**（研修事業の内容等）**第８条　事業者は、介護職員初任者研修課程を実施する際は、次の各号に掲げる内容で研修を行うものとする。(1) 研修の課程は、省令第２２条の２３第１項に定める介護職員初任者研修課程とする。(2) 介護職員初任者研修課程の研修科目は、取扱細則「Ⅰ 介護職員初任者研修　４．研修科目及び研修時間数」に規定されている研修科目とする。なお、研修科目及び研修項目については、別紙１「研修カリキュラム」によるものとする。(3) 研修時間数は１３０時間とし、研修科目の研修時間数は、科目ごとに定められた研修時間数とする。ただし、各項目の時間配分については、内容に偏りがないよう十分留意するものとする。 (4) 研修の目標、評価及び内容は、別紙２「介護員養成研修における目標、評価の指針」による。(5) 研修は、講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。ただし、事業者が効果的な研修を行うため必要があると考える場合は、項目の中で実習を行うことができる。(6) 研修時間の全１３０時間のうち、４０．５時間については通信の方法によって実施することができるものとする。ただし、各科目当たりの通信学習の上限は、別紙３「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」によるものとする。この場合において、添削、面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わなければならない。(7) 研修の教材は、別紙２「介護員養成研修における目標、評価の指針」に定める内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。(8) 研修の履修期間は、原則として８か月以内とする。２　事業者は、生活援助従事者研修課程を実施する際は、次の各号に掲げる内容で研修を行うものとする。(1) 研修の課程は、省令第２２条の２３第１項に定める生活援助従事者研修課程とする。(2) 生活援助従事者研修課程の研修科目は、取扱細則「Ⅱ 生活援助従事者　４．研修科目及び研修時間数」に規定されている研修科目とする。なお、研修科目及び研修項目については、別紙１「研修カリキュラム」によるものとする。(3) 研修時間数は５９時間とし、研修科目の研修時間数は、科目ごとに定められた研修時間数とする。ただし、各項目の時間配分については、内容に偏りがないよう十分留意するものとする。 (4) 研修の目標、評価及び内容は、別紙２「介護員養成研修における目標、評価の指針」による。(5) 研修は、講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。ただし、事業者が効果的な研修を行うため必要があると考える場合は、項目の中で実習を行うことができる。(6) 研修時間の全５９時間のうち、２９時間については通信の方法によって実施することができるものとする。ただし、各科目当たりの通信学習の上限は、別紙３「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」によるものとする。この場合において、添削、面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わなければならない。(7) 研修の教材は、別紙２「介護員養成研修における目標、評価の指針」に定める内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。(8) 研修の履修期間は、原則として４か月以内とする。　**（事業者及び研修事業の変更）**第９条　事業者は、省令第２２条の２６に定める事項に変更が生じる場合には、変更が生じる日の１０日前までに知事に届け出なければならない。**（研修事業の休止及び中止）**第１０条　研修事業の休止とは、４月から翌年３月までの１年度にわたり研修を開講しない場合をいい、事業者はその１年度に限り研修事業を休止することができる。２　事業者は、研修事業を休止する場合は、事前に知事に届け出なければならない。なお、続けて２か年度にわたり研修事業を休止した場合は、第１４条の事業者の指定の廃止届出があったものとみなす。３　知事は、事業者が休止の届出なく４月から翌年３月までの１年度にわたり研修を開講しなかった場合は、事業者の指定の廃止届出があったものとみなす。４　事業者は、研修事業の開講を中止する場合は、開講予定日の１０日前までに知事に届け出なければならない。**（修了評価）**第１１条　事業者は、研修の全科目の修了時に別紙２「介護員養成研修における目標、評価の指針」に沿って、各受講者の知識及び技術等の修得度を厳正に評価しなければならない。２　修了評価は、筆記試験により、介護職員初任者研修課程においては１時間程度、生活援助従事者研修課程においては０．５時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数に含めないものとする。　**（修了証明書の交付）**第１２条　事業者は、受講者について研修の課程を修了した者（以下「修了者」という。）と認定した場合は、研修課程に応じ別記様式による修了証明書を遅滞なく修了者に交付しなければならない。**（実績報告）**第１３条　事業者は、研修が終了したときは、終了の日から１か月以内に知事に報告しなければならない。**（事業者指定の廃止）**第１４条　事業者は、事業者指定を廃止する場合は、廃止する日の１０日前までに知事に届け出るものとする。２　事業者は、事業者指定を廃止した場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。(1) 第１９条に定める書類を規定の期間保存し、修了者から修了証明書の再発行等を求められた場合に対応できる体制を整備すること。(2) 修了者に対し、事業の廃止及び今後の連絡先を周知すること。(3) 法人を解散する場合等において、研修事業を引き継ぐ事業者が存在する場合は、第１２条に規定する修了証明書の発行（再発行を含む）について引継ぎを行うこと。**（調査及び指導等）**第１５条　知事は、事業者に対して必要があると認めるときは、研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。２　知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。**（事業者指定の取消し）**第１６条　知事は、事業者の指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。(1) 第３条第２項に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。(2) 研修事業の指定を受けずに受講者の募集及び研修を行ったとき。(3) 事業者指定申請、研修事業指定申請又は実績報告等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。(4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。(5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。(6) 第１５条に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。(7) 違法な行為があったとき。(8) その他指定事業者として不適切と判断されるとき。**（聴聞の機会）**第１７条　知事は、第１５条の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合は、事業者に対して聴聞を行うものとする。**（情報の公表）**第１８条　事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者及び介護サービス事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別紙６「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らのホームページ上などにおいて公表することにより、事業者の質の比較、受講者等による事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保及び向上に努めなければならない。**（関係書類の保存）**第１９条　事業者は、受講者の研修への出席状況等、研修に関する書類を研修が終了した日から起算して５年間保存しなければならない。ただし、省令第２２条の３０の規定により知事に提出する修了者の名簿及び事業実績報告書については、永年保存しなければならない。**（留意事項）**第２０条　事業者は、研修事業の実施に当たり、安全の確保及び事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。２　苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかなければならない。３　事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。４　受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者等を指導しなければならない。**（介護員養成研修の修了者とみなす者）**第２１条　次に掲げる者は、介護職員初任者研修課程の修了者とみなす。(1) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年政令第２５号。以下「改正省令」という。）が施行の際、改正前の介護保険法施行規則第２２条の２３に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修１級課程及び訪問介護員養成研修２級課程（以下「旧課程」という。）を修了し、その証明書の交付を受けた者(2) 改正省令施行の際、旧課程を受講中の者であって、改正省令施行後に当該旧課程を修了したことにつき、その証明書の交付を受けた者(3) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者(4) 実務者研修を修了し、その証明書の交付を受けた者(5)「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５３８号）第１条第２号に掲げる研修の１級課程及び２級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(6) ホームヘルパー養成研修１級及び２級課程を修了した者（平成３年６月２７日付け厚生省通知「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」又は「平成７年７月３１日付け厚生省通知「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」）(7) 家庭奉仕員講習会修了者（昭和６２年６月２６日付け厚生省通知「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」）又は家庭奉仕員採用時研修修了者（昭和５７年９月８日付け厚生省通知「家庭奉仕員の採用時研修について」）で、現にホームヘルパーとして活動している者(8) 昭和５７年以前に県内で家庭奉仕員として活動していた者（県内において、家庭奉仕員として登録をしていた旨の証明が市町村から交付されている者）２　次に掲げる者は、生活援助従事者研修課程の修了者とみなす。(1) 介護職員初任者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者(2) 前項の各号により、介護職員初任者研修課程の修了者とみなされる者**（その他）**第２２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、別に定める。附 則（施行期日）１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行日前においても、事業者及び研修事業の指定の申請をすることができる。この場合において、申請があったときは、施行日前においても指定をすることができる。ただし、その効力は、この要綱の施行日から生ずるものとする。３　「三重県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱」は、平成２５年３月３１日をもって廃止する。ただし、「三重県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱」に基づき、平成２５年３月３１日までに開講した研修については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。附 則この要綱は、平成３０年７月２日から施行する。附　則１　この要綱は、平成３１年２月５日から施行する。ただし、平成３１年４月１日までに指定を受けた研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。別記様式（第11条関係）介護職員初任者研修課程

|  |
| --- |
| （※三重県からの事業指定番号及び事業者が管理する番号を付すこと）第　　　　　　号修了証明書氏　　名　生年月日　　　　年　　月　　日介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項第１号ロに掲げる研修の介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。平成　　年　　月　　日（研修事業者名）（代表者職・名）　　　　　　　　　　　　印 |

|  |
| --- |
| （※三重県からの事業指定番号及び事業者が管理する番号を付すこと）第　　　　　　号修了証明書（携帯用）氏　　名生年月日　　　　年　　月　　日介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項第１号ロに掲げる研修の介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。平成　　年　　月　　日（研修事業者名）（代表者職・名）　　　　　　　印 |

別記様式（第11条関係）生活援助従事者研修課程

|  |
| --- |
| （※三重県からの事業指定番号及び事業者が管理する番号を付すこと）第　　　　　　号修了証明書氏　　名　生年月日　　　　年　　月　　日介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項第１号ロに掲げる研修の生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。平成　　年　　月　　日（研修事業者名）（代表者職・名）　　　　　　　　　　　　印 |

|  |
| --- |
| （※三重県からの事業指定番号及び事業者が管理する番号を付すこと）第　　　　　　号修了証明書（携帯用）氏　　名生年月日　　　　年　　月　　日介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項第１号ロに掲げる研修の生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。平成　　年　　月　　日（研修事業者名）（代表者職・名）　　　　　　　印 |

別紙１　研修カリキュラム１．介護職員初任者研修課程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 科目番号・科目名 | 項目番号・項目名 |
| 講義及び演習 | (1)　職務の理解（6時間）※必要に応じて、施設見学等の実習を活用することも可能。 | ①多様なサービスの理解 |
| ②介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| (2)　介護における尊厳の保持・自立支援（9時間） | ①人権と尊厳を支える介護 |
| ②自立に向けた介護 |
| (3)　介護の基本（6時間） | ①介護職の役割、専門性と多職種との連携 |
| ②介護職の職業倫理 |
| ③介護における安全の確保とリスクマネジメント |
| ④介護職の安全 |
| (4)　介護・福祉サービスの理解と医療の連携（9時間） | ①介護保険制度 |
| ②医療との連携とリハビリテーション |
| ③障がい福祉制度およびその他制度 |
| (5)　介護におけるコミュニケーション技術（6時間） | ①介護におけるコミュニケーション |
| ②介護におけるチームのコミュニケーション |
| (6)　老化の理解（6時間） | ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 |
| ②高齢者と健康 |
| (7)　認知症の理解（6時間） | ①認知症を取り巻く状況 |
| ②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 |
| ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 |
| ④家族への支援 |
| (8)　障がいの理解（3時間） | ①障がいの基礎的理解 |
| ②障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 |
| ③家族の心理、かかわり支援の理解 |
| (9)　こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間）※介護に必要な基礎知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。※「⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」では、高齢者に関する内容に特化せず、視覚障がい者や肢体不自由者等の障がい特性を踏まえた内容も併せて教授すること。また、技術演習においても同様に取り扱うよう留意すること。 | ア　基本知識の学習（10～13時間）①介護の基本的な考え方 |
| ②介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |
| ③介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |
| イ　生活支援技術の講義・演習（50～55時間）④生活と家事 |
| ⑤快適な居住環境整備と介護 |
| ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑫死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 |
| ウ　生活支援技術演習（10～12時間）⑬介護過程の基礎的理解 |
| ⑭総合生活支援技術演習 |
| (10)　振り返り（4時間）※必要に応じて、施設見学等の実習を活用することも可能。 | ①振り返り |
| ②就業への備えと研修修了後における継続的な研修 |
| 計１３０時間 |
| 修了評価（1時間以上）※全科目修了後に筆記試験による修了評価を実施すること。 |

 ２．生活援助従事者研修課程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 科目番号・科目名 | 項目番号・項目名 |
| 講義及び演習 | (1)　職務の理解（2時間）※必要に応じて、施設見学等の実習を活用することも可能。 | ①多様なサービスの理解 |
| ②介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| (2)　介護における尊厳の保持・自立支援（6時間） | ①人権と尊厳を支える介護 |
| ②自立に向けた介護 |
| (3)　介護の基本（4時間） | ①介護職の役割、専門性と多職種との連携 |
| ②介護職の職業倫理 |
| ③介護における安全の確保とリスクマネジメント |
| ④介護職の安全 |
| (4)　介護・福祉サービスの理解と医療の連携（3時間） | ①介護保険制度 |
| ②医療との連携とリハビリテーション |
| ③障がい福祉制度およびその他制度 |
| (5)　介護におけるコミュニケーション技術（6時間） | ①介護におけるコミュニケーション |
| ②介護におけるチームのコミュニケーション |
| (6)　老化と認知症の理解（9時間）　 | ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 |
| ②高齢者と健康 |
| ③認知症を取り巻く状況 |
| ④医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 |
| ⑤認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 |
| ⑥家族への支援 |
| (7)　障がいの理解（3時間） | ①障がいの基礎的理解 |
| ②障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 |
| ③家族の心理、かかわり支援の理解 |
| (8)　こころとからだのしくみと生活支援技術（24時間）※介護に必要な基礎知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。※「⑥移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」では、高齢者に関する内容に特化せず、視覚障がい者や肢体不自由者等の障がい特性を踏まえた内容も併せて教授すること。また、技術演習においても同様に取り扱うよう留意すること。 | ア　基本知識の学習①介護の基本的な考え方 |
| ②介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |
| ③介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |
| イ　生活支援技術の学習④生活と家事 |
| ⑤快適な居住環境整備と介護 |
| ⑥移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑦食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑧睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑨死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 |
| ウ　生活支援技術演習⑩介護過程の基礎的理解 |
| (9)　振り返り（2時間）※必要に応じて、施設見学等の実習を活用することも可能。 | ①振り返り |
| ②就業への備えと研修修了後における継続的な研修 |
| 計５９時間 |
| 修了評価（0.5時間以上）※全科目修了後に筆記試験による修了評価を実施すること。 |

**別紙２****介護員養成研修における目標、評価の指針****（１．介護職員初任者研修課程）****１　各科目の到達目標、評価**（１）介護職員初任者研修を通した到達目標①　基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。②　介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。③　自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。④　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要でることを理解できる。⑤　他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。⑥　自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。⑦　利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。⑧　利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。⑨　的確な記録・記述の大切さを理解できる。⑩　人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。⑪　介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。（２）各科目の「到達目標・評価の基準」①　「ねらい（到達目標）」「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。介護職員初任者研修修了時点でただちにできることは困難だが、介護職員初任者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。②　「修了時の評価ポイント」 「修了時の評価ポイント」とは、介護職員初任者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。　介護職員初任者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。ア　知識として知っていることを確認するもの。知識として知っているレベル【表記】・「列挙できる」（知っているレベル）・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。イ　技術の習得を確認するもの。実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。【表記】・「～できる」「実施できる」教室での実技を行い確認することが考えられる。ウ　各科目の「内容例」各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各科目の内容について例示したものである。**各科目の到達目標、評価、内容****（１．介護職員初任者研修課程）****１　職務の理解（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・研修課程全体（130時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。 |
| 内容 | １　多様なサービスの理解●介護保険サービス（居宅、施設）、●介護保険外サービス２　介護職の仕事内容や働く現場の理解●居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容　●居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）●ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携 |

**２　介護における尊厳の保持・自立支援（９時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。・虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。 |
| 内容 | １　人権と尊厳を支える介護（１）人権と尊厳の保持●個人としての尊重、●アドボカシー、●エンパワメントの視点、●「役割」の実感、●尊厳のある暮らし、●利用者のプライバシーの保護（２）ＩＣＦ介護分野におけるＩＣＦ（３）ＱＯＬ●ＱＯＬの考え方、●生活の質（４）ノーマライゼーションノーマライゼーションの考え方（５）虐待防止・身体拘束禁止●身体拘束禁止、●高齢者虐待防止法、●高齢者の養護者支援（６）個人の権利を守る制度の概要●個人情報保護法、●成年後見制度、●日常生活自立支援事業２　自立に向けた介護（１）自立支援●自立・自律支援、●残存能力の活用、●動機の欲求、●意欲を高める支援、●個別性／個別ケア、●重度化防止（２）介護予防介護予防の考え方 |

**３　介護の基本（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。 |
| 修了時の評価ポイント | ・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について列挙できる。・介護職として共通の基本的な役割とサービスごとの特性、医療・看護との連携の必要性について列挙できる。・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを列挙できる。・生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを列挙できる。・介護職におこりやすい健康障がいや受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・可能な限り具体的例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、場合によってはそれに一人で対応しようとせず、サービス提供責任者や医療職と連携することが重要であると実感できるように促す。 |
| 内容 | １　介護職の役割、専門性と多職種との連携（１）介護環境の特徴の理解　　　●訪問介護と施設介護サービスの違い、●地域包括ケアの方向性（２）介護の専門性●重度化防止・遅延化の視点、●利用者主体の支援姿勢、●自立した生活を支えるための援助、●根拠のある介護、●チームケアの重要性、●事業所内のチーム、●多職種から成るチーム（３）介護に関する職種●異なる専門性を持つ多職種の理解、●介護支援専門員、●サービス提供責任者、●看護師等とチームとなり利用者を支える意味、●互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、●チームケアにおける役割分担２　介護職の職業倫理　職業倫理●専門職の倫理の意義、●介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、●介護職としての社会的責任、●プライバシーの保護・尊重３　介護における安全の確保とリスクマネジメント（１）介護における安全の確保●事故に結びつく要因を探り対応していく技術、●リスクとハザード（２）事故予防、安全対策●リスクマネジメント、●分析の手法と視点、●事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町への報告等）、●情報の共有（３）感染対策●感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、●「感染」に対する正しい知識４　介護職の安全介護職の心身の健康管理●介護職の健康管理が介護の質に影響、●ストレスマネジメント、●腰痛の予防に関する知識、●手洗い・うがいの励行、●手洗いの基本、●感染症対策 |

**４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携（９時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　介護保険制度や障がい福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。 |
| 修了時の評価ポイント | ・生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。・介護保険制度や障がい福祉制度の概念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。例：税が財源の半分であること、利用者負担割合・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。・高齢障がい者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障がい福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。・医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・介護保険制度・障がい福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障がい福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。 |
| 内容 | １　介護保険制度（１）介護保険制度創設の背景及び目的、動向●ケアマネジメント、●予防重視型システムへの転換、●地域包括支援センターの設置、●地域包括ケアシステムの推進（２）仕組みの基礎的理解●保険制度としての基本的仕組み、●介護給付と種類、●予防給付、●要介護認定の手順（３）制度を支える財源、組織、団体の機能と役割●財政負担、●指定介護サービス事業者の指定２　医療との連携とリハビリテーション●医行為と介護、●訪問看護、●施設における看護と介護の役割・連携、●リハビリテーションの理念３　障がい福祉制度およびその他制度（１）障がい福祉制度の理念●障がいの概念、●ＩＣＦ（国際生活機能分類）（２）障がい福祉制度の仕組みの基礎的理解●介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで（３）個人の権利を守る制度の概要●個人情報保護法、●成年後見制度、●日常生活自立支援事業 |

**５　介護におけるコミュニケーション技術（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　高齢者や障がい者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。・言動、視覚、聴覚障がい者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。 |
| 内容 | １　介護におけるコミュニケーション（１）介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割●相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、●傾聴、●共感の応答（２）コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション●言語的コミュニケーションの特徴、●非言語コミュニケーションの特徴（３）利用者・家族とのコミュニケーションの実際●利用者の思いを把握する、●意欲低下の要因を考える、●利用者の感情に共感する、●家族の心理的理解、●家族へのいたわりと励まし、●信頼関係の形成、●自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、●アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い（４）利用者の状況・状況に応じたコミュニケーション技術の実際●視力、聴力の障がいに応じたコミュニケーション技術、●失語症に応じたコミュニケーション技術、●構音障がいに応じたコミュニケーション技術、●認知症に応じたコミュニケーション技術２　介護におけるチームのコミュニケーション（１）記録における情報の共有化●介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、●介護に関する記録の種類、●個別援助計画書（訪問・通所・入所・福祉用具貸与等）、●ヒヤリハット報告書、●５Ｗ１Ｈ（２）報告●報告の留意点、●連絡の留意点、●相談の留意点（３）コミュニケーションを促す環境●会議、●情報共有の場、●役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、●ケアカンファレンスの重要性 |

**６　老化の理解（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。 |
| 修了時の評価ポイント | ・加齢・老齢化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等・高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障がい、片麻痺、半側感覚障がい等を生じる等 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | 高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。 |
| 内容 | １　老化に伴うこころとからだの変化と日常（１）老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴●防衛反応（反射）の変化、●喪失体験（２）老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響●身体的機能の変化と日常生活への影響、●咀嚼機能の低下、●筋・骨・関節の変化、●体温維持機能の変化、●精神的機能の変化と日常生活への影響２　高齢者と健康（１）高齢者の疾病と生活上の留意点●骨折、●筋力の低下と動き・姿勢の変化、●関節痛（２）高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点●循環器障がい（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、●循環器障がいの危険因子と対策、●老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、●誤嚥性肺炎、●病状の小さな変化に気付く視点、●高齢者は感染症にかかりやすい |

**７　認知症の理解（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。 |
| 修了時の評価ポイント | ・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障がいの違いについて列挙できる。・認知症の中核症状と行動・心理症状（ＢＰＳＤ）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。・認知症の心理・行動のポイント、認知症の利用者への対応、コミュニケーションのとり方、および介護の原則について列挙できる。また、同様に、若年性認知症の特徴についても列挙できる。・認知症の利用者の健康管理の重要性と留意点、廃用症候群予防について概説できる。・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを列挙できる。例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を概説できる。・家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。・複数の具体的なケースを示し、認知症の利用者の介護における原則についての理解を促す。 |
| 内容 | １　認知症を取り巻く状況認知症ケアの理念●パーソンセンタードケア、●認知症ケアの視点（できることに着目する）２　医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理●認知症の定義、●もの忘れとの違い、●せん妄の症状、●健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、●治療、●薬物療法、●認知症に使用される薬３　認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活（１）認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴●認知症の中核症状、●認知症の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）、●不適切なケア、●生活環境で改善（２）認知症の利用者への対応●本人の気持ちを推察する、●プライドを傷つけない、●相手の世界に合わせる、●失敗しないような状況をつくる、●すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、●身体を通したコミュニケーション、●相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、●認知症の進行に合わせたケア４　家族への支援●認知症の受容過程での援助、●介護負担の軽減（レスパイトケア） |
|  |

**８　障がいの理解（３時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 障がいの概念とＩＣＦ、障がい福祉の基本的考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・障がいの概念とＩＣＦについて概説でき、各障がいの内容・特徴及び障がいに応じた社会支援の考え方について列挙できる。・障がいの受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・介護において障がいの概念とＩＣＦを理解しておくことの必要性の理解を促す。・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障がいの特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 |
| 内容 | １　障がいの基礎的理解（１）障がいの概念とＩＣＦ●ＩＣＦの分類と医学的分類、●ＩＣＦの考え方（２）障がい福祉の基本理念●ノーマライゼーションの概念２　障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識（１）身体障がい●視覚障がい、●聴覚、平衡障がい、●音声・言語・咀嚼障がい、●肢体不自由、●内部障がい（２）知的障がい●知的障がい（３）精神障がい（高次脳機能障がい・発達障がいを含む）●統合失調症・気分（感情障がい）・依存症などの精神疾患、●高次脳機能障がい、●広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい（４）その他の心身の機能障がい３　家族の心理、かかわり支援の理解家族への支援●障がいの理解・障がいの受容支援、●介護負担の軽減 |

**９　こころとからだのしくみと生活支援技術（７５時間）**　＜展開例＞　　　基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。1. 基本知識の学習　…10～13時間程度
	1. 介護の基本的な考え方
	2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解
	3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解

　（２）生活支援技術の講義・演習　…50～55時間程度* 1. 生活と家事
	2. 快適な居住環境整備と介護
	3. 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	4. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	5. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	6. 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	7. 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	8. 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	9. 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護

　（３）生活支援技術演習　…10～12時間程度* 1. 介護過程の基礎的理解
	2. 総合生活支援技術演習

　（４）内容①到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | ・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 修了時の評価ポイント | ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。・要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法、留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防、および介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。・人の記憶の構造や意欲等を支援と結びつけて概説できる。・人体の構造や機能が列挙でき、何故行動が起こるのかを概説できる。・家事援助の機能と基本的原則について列挙できる。・装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。・体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機器やさまざまな車いす、杖などの基本的使用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。 |

②内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の指針 | ・介護実践に必要なこころとからだのしくみの基礎的な知識を介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体の各部の名称や機能等が列挙できるように促す。・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。・例えば「食事の介護技術」は「食事という生活の援助」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解できるように促す。さらに、その利用者が満足する食事が提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 【Ⅰ　基本知識の学習　…　10～13時間程度】１　介護の基本的な考え方●理論に基づく介護（ＩＣＦの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、●法的根拠に基づく介護２　介護に関するこころのしくみの基礎的理解●学習と記憶の基礎知識、●感情と意欲の基礎知識、●自己概念と生きがい、●老化や障がいを受け入れる適応行動とその阻害要因、●こころの持ち方が行動に与える影響、●からだの状態がこころに与える影響３　介護に関するからだのしくみの基礎的理解●人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、●骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、●中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、●自律神経と内部器官に関する基礎知識、●こころとからだを一体的に捉える、●利用者の様子の普段との違いに気づく視点【Ⅱ　生活支援技術の学習　…　50～55時間程度】４　生活と家事家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援●生活歴、●自立支援、●予防的な対応、●主体性・能動性を引き出す、●多様な生活習慣、●価値観５　快適な居住環境整備と介護快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障がい者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法●家庭内に多い事故、●バリアフリー、●住宅改修、●福祉用具貸与６　整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護整容に関する基礎知識、整容の支援技術●身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、●身じたく、●整容行動、●洗面の意義・効果７　移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援●利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、●利用者の自然な動きの活用、●残存能力の活用・自立支援、●重心・重力の働きの理解、●ボディメカニクスの基本原理、●移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、●移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、●褥瘡予防* 高齢者に関する内容に特化せず、視覚障がい者や肢体不自由者等の障がい特性を踏まえた内容も併せて教授すること。

８　食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援●食事をする意味、●食事のケアに対する介護者の意識、●低栄養の弊害、●脱水の弊害、●食事と姿勢、●咀嚼・嚥下のメカニズム、●空腹感、●満腹感、●好み、●食事の環境整備（時間・場所等）、●食事に関した福祉用具の活用と介助方法、●口腔ケアの定義、●誤嚥性肺炎の予防 |
| 内容 | ９　入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法●羞恥心や遠慮への配慮、●体調の確認、●全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、●目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、●陰部清浄（臥床状態での方法）、●足浴・手浴・洗髪10　排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽快な排泄を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法●排泄とは、●身体面（生理面）での意味、●心理面での意味、●社会的な意味、●プライド・羞恥心、●プライバシーの確保、●おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、●排泄障がいが日常生活上に及ぼす影響、●排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、●一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法、●便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食事を多く取り入れる、腹部マッサージ）11　睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法●安眠のための介護の工夫、●環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、●安楽な姿勢・褥蒼予防12　死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護　終末期に関する基礎知識とこころとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うこころの理解、苦痛の少ない死への支援●終末期ケアとは、●高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、●臨終が近づいたときの兆候と介護、●介護従事者の基本的態度、●多職種間の情報共有の必要性※【Ⅱ　生活支援技術の学習】においては、総時間の概ね５～６割を技術演習にあてることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したこころとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。【Ⅲ　生活支援技術演習　…　10～12時間程度】13　介護過程の基礎的理解●介護過程の目的・意義・展開、●介護過程とチームアプローチ14　総合生活支援技術演習（事例による展開）生活の各場面での介護については、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。●事例の提示→こころとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題（１事例1.5時間程度で上のサイクルを実施する）●事例は、「高齢分野」（要支援２程度、認知症、片麻痺、座位保持不可）から２事例を選択して実施。また、２事例のうち、「障がい分野」に関する事例を取り入れることも可能。※本科目の６～１１の内容においても、「14 総合生活支援技術演習」で選択する２事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。※本科目の６～１１の内容における各技術の演習及び「14　総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うことが望ましい。 |

**10　振り返り（４時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・在宅、施設の何れの場合であっても、「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って介護を行えるよう理解を促す。・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたうえで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。・修了後も継続的に学習することを前提に、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） |
| 内容 | １　振り返り●研修を通して学んだこと●今後継続して学ぶべきこと●根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）２　就業への備えと研修修了後における継続的な研修●継続的に学ぶべきこと●研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Ｏｆｆ―ＪＴ，ＯＪＴ）を紹介 |

**別紙２****介護員養成研修における目標、評価の指針****（２．生活援助従事者研修課程）****１　各科目の到達目標、評価**（１）生活援助従事者研修を通した到達目標①　基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。②　介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。③　自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。④　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要でることを理解できる。⑤　他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。⑥　自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。⑦　利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。⑧　利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。⑨　的確な記録・記述の大切さを理解できる。⑩　人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。⑪　介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。（２）各科目の「到達目標・評価の基準」①　「ねらい（到達目標）」「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。生活援助従事者研修修了時点でただちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。②　「修了時の評価ポイント」 「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。　生活援助従事者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。ア　知識として知っていることを確認するもの。知識として知っているレベル【表記】・「理解している」（概要を知っているレベル）・「列挙できる」（知っているレベル）・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。イ　技術の習得を確認するもの。実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。【表記】・「～できる」「実施できる」教室での実技を行い確認することが考えられる。ウ　各科目の「内容例」各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各科目の内容について例示したものである。**各科目の到達目標、評価、内容****（２．生活援助従事者研修課程）****１　職務の理解（２時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・研修課程全体（59時間）の構成と各研修科目（9科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。 |
| 内容 | １　多様なサービスの理解●介護保険サービス（居宅）、●介護保険外サービス２　介護職の仕事内容や働く現場の理解●居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容　●居宅の実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）●生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む） |

**２　介護における尊厳の保持・自立支援（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。・虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。 |
| 内容 | １　人権と尊厳を支える介護（１）人権と尊厳の保持●個人としての尊重、●アドボカシー、●エンパワメントの視点、●「役割」の実感、●尊厳のある暮らし、●利用者のプライバシーの保護（２）ＩＣＦ介護分野におけるＩＣＦ（３）ＱＯＬ●ＱＯＬの考え方、●生活の質（４）ノーマライゼーションノーマライゼーションの考え方（５）虐待防止・身体拘束禁止●身体拘束禁止、●高齢者虐待防止法、●高齢者の養護者支援（６）個人の権利を守る制度の概要●個人情報保護法、●成年後見制度、●日常生活自立支援事業２　自立に向けた介護（１）自立支援●自立・自律支援、●残存能力の活用、●動機の欲求、●意欲を高める支援、●個別性／個別ケア、●重度化防止（２）介護予防介護予防の考え方 |

**３　介護の基本（４時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。 |
| 修了時の評価ポイント | ・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について理解している。・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを理解している。・生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを理解している。・介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を理解している。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・可能な限り具体的例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、それに一人で対応しようとせず、サービス提供責任者の指示を仰ぐことが重要であると実感できるように促す。 |
| 内容 | １　介護職の役割、専門性と多職種との連携（１）介護環境の特徴の理解　　　●地域包括ケアの方向性（２）介護の専門性●重度化防止・遅延化の視点、●利用者主体の支援姿勢、●自立した生活を支えるための援助、●根拠のある介護、●チームケアの重要性、●事業所内のチーム（３）介護に関する職種●異なる専門性を持つ多職種の理解、●介護支援専門員、●サービス提供責任者２　介護職の職業倫理　職業倫理●専門職の倫理の意義、●介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、●介護職としての社会的責任、●プライバシーの保護・尊重３　介護における安全の確保とリスクマネジメント（１）介護における安全の確保●事故に結びつく要因を探り対応していく技術、●リスクとハザード、●身体介助の技術を持たない人が介助するリスク（２）事故予防、安全対策●リスクマネジメント、●分析の手法と視点、●事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町への報告等）、●情報の共有（３）感染対策●感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、●「感染」に対する正しい知識４　介護職の安全介護職の心身の健康管理●介護職の健康管理が介護の質に影響、●ストレスマネジメント、●手洗い・うがいの励行、●手洗いの基本、●感染症対策 |

**４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携（３時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　介護保険制度や障がい福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。 |
| 修了時の評価ポイント | ・生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。・介護保険制度や障がい福祉制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。例：税が財源の半分であること、利用者負担割合・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。・高齢障がい者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障がい者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・介護保険制度・障がい福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障がい福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。 |
| 内容 | １　介護保険制度（１）介護保険制度創設の背景及び目的、動向●ケアマネジメント、●予防重視型システムへの転換、●地域包括支援センターの設置、●地域包括ケアシステムの推進（２）仕組みの基礎的理解●保険制度としての基本的仕組み、●介護給付と種類、●予防給付、●要介護認定の手順（３）制度を支える財源、組織、団体の機能と役割●財政負担、●指定介護サービス事業者の指定２　医療との連携とリハビリテーション●訪問看護３　障がい福祉制度およびその他制度（１）障がい福祉制度の理念●障がいの概念、●ＩＣＦ（国際生活機能分類）（２）障がい福祉制度の仕組みの基礎的理解●介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで（３）個人の権利を守る制度の概要●個人情報保護法、●成年後見制度、●日常生活自立支援事業 |

**５　介護におけるコミュニケーション技術（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　高齢者や障がい者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。・言動、視覚、聴覚障がい者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。 |
| 内容 | １　介護におけるコミュニケーション（１）介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割●相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、●傾聴、●共感の応答（２）コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション●言語的コミュニケーションの特徴、●非言語コミュニケーションの特徴（３）利用者・家族とのコミュニケーションの実際●利用者の思いを把握する、●意欲低下の要因を考える、●利用者の感情に共感する、●家族の心理的理解、●家族へのいたわりと励まし、●信頼関係の形成、●自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、●アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い（４）利用者の状況・状況に応じたコミュニケーション技術の実際●視力、聴力の障がいに応じたコミュニケーション技術、●失語症に応じたコミュニケーション技術、●構音障がいに応じたコミュニケーション技術、●認知症に応じたコミュニケーション技術２　介護におけるチームのコミュニケーション（１）記録における情報の共有化●介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、●介護に関する記録の種類、●個別援助計画書（訪問・通所・入所・福祉用具貸与等）、●ヒヤリハット報告書、●５Ｗ１Ｈ（２）報告●報告の留意点、●連絡の留意点、●相談の留意点（３）コミュニケーションを促す環境●会議、●情報共有の場、●役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、●ケアカンファレンスの重要性 |

**６　老化と認知症の理解（９時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | ・加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。　・介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。 |
| 修了時の評価ポイント | ・加齢・老齢化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。　　例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等・高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴および治療・生活上の留意点、および高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。　例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。・認知症の中核症状と行動・心理症状（ＢＰＳＤ）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。・認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について列挙できる。・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。　　例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を列挙できる。・家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。・複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。 |
| 内容 | １　老化に伴うこころとからだの変化と日常（１）老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴●防衛反応（反射）の変化、●喪失体験（２）老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響●身体的機能の変化と日常生活への影響、●咀嚼機能の低下、●筋・骨・関節の変化、●体温維持機能の変化、●精神的機能の変化と日常生活への影響２　高齢者と健康（１）高齢者の疾病と生活上の留意点●骨折、●筋力の低下と動き・姿勢の変化、●関節痛（２）高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点●循環器障がい（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、●循環器障がいの危険因子と対策、●老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、●誤嚥性肺炎、●病状の小さな変化に気付く視点、●高齢者は感染症にかかりやすい３　認知症を取り巻く状況認知症ケアの理念●パーソンセンタードケア、●認知症ケアの視点（できることに着目する）４　医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理●認知症の定義、●もの忘れとの違い、●せん妄の症状、●健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、●治療、●薬物療法、●認知症に使用される薬５　認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活（１）認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴●認知症の中核症状、●認知症の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）、●不適切なケア、●生活環境で改善（２）認知症の利用者への対応●本人の気持ちを推察する、●プライドを傷つけない、●相手の世界に合わせる、●失敗しないような状況をつくる、●すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、●身体を通したコミュニケーション、●相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、●認知症の進行に合わせたケア６　家族への支援●認知症の受容過程での援助、●介護負担の軽減（レスパイトケア） |

**７　障がいの理解（３時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 障がいの概念とＩＣＦ、障がい福祉の基本的考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・障がいの概念とＩＣＦについて概説でき、各障がいの内容・特徴及び障がいに応じた社会支援の考え方について列挙できる。・障がいの受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・介護において障がいの概念とＩＣＦを理解しておくことの必要性の理解を促す。・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障がいの特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 |
| 内容 | １　障がいの基礎的理解（１）障がいの概念とＩＣＦ●ＩＣＦの分類と医学的分類、●ＩＣＦの考え方（２）障がい福祉の基本理念●ノーマライゼーションの概念２　障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識（１）身体障がい●視覚障がい、●聴覚、平衡障がい、●音声・言語・咀嚼障がい、●肢体不自由、●内部障がい（２）知的障がい●知的障がい（３）精神障がい（高次脳機能障がい・発達障がいを含む）●統合失調症・気分（感情障がい）・依存症などの精神疾患、●高次脳機能障がい、●広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい（４）その他の心身の機能障がい３　家族の心理、かかわり支援の理解家族への支援●障がいの理解・障がいの受容支援、●介護負担の軽減 |

**８　こころとからだのしくみと生活支援技術（２４時間）**　＜展開例＞　　　基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。（１）基本知識の学習　1. 介護の基本的な考え方
2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解
3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解

　（２）生活支援技術の講義・演習　④ 生活と家事　　　⑤ 快適な居住環境整備と介護　　　⑥ 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護　　　⑦ 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護　　　⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護　　　⑨ 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護（３）生活支援技術演習⑩ 介護過程の基礎的理解　（４）内容①到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | ・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、生活援助中心形サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。 |
| 修了時の評価ポイント | ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。・人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかの概要を理解している。・家事援助の機能の概要について列挙できる。・移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解している。・ターミナルケアの考え方について、列挙できる。 |

②内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・生活援助を中心とする介護実践に必要なこころとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供し、かつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。 |
| 内容 | 【Ⅰ　基本知識の学習　】１　介護の基本的な考え方●理論に基づく介護（ＩＣＦの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、●法的根拠に基づく介護２　介護に関するこころのしくみの基礎的理解●感情と意欲の基礎知識、●自己概念と生きがい、●老化や障がいを受け入れる適応行動とその阻害要因３　介護に関するからだのしくみの基礎的理解●人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、●骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、●中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、●自律神経と内部器官に関する基礎知識、●こころとからだを一体的に捉える、●利用者の様子の普段との違いに気づく視点【Ⅱ　生活支援技術の学習　】４　生活と家事家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援●生活歴、●自立支援、●予防的な対応、●主体性・能動性を引き出す、●多様な生活習慣、●価値観５　快適な居住環境整備と介護快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障がい者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点●家庭内に多い事故６　移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援●利用者の自然な動きの活用、●残存能力の活用・自立支援、●重心・重力の働きの理解、●ボディメカニクスの基本原理、●歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）７　食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援●食事をする意味、●食事のケアに対する介護者の意識、●低栄養の弊害、●脱水の弊害、●食事と姿勢、●咀嚼・嚥下のメカニズム、●空腹感、●満腹感、●好み、●食事の環境整備（時間・場所等）、●食事に関わる福祉用具の定義、●口腔ケアの定義、●誤嚥性肺炎の予防 |
| 内容 | ８　睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法●安眠のための介護の工夫、●環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、●安楽な姿勢・褥蒼予防９　死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護　終末期に関する基礎知識とこころとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うこころの理解、苦痛の少ない死への支援●終末期ケアとは、●高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、●臨終が近づいたときの兆候【Ⅲ　生活支援技術演習　】10　介護過程の基礎的理解●介護過程の目的・意義・展開、●介護過程とチームアプローチ |

**９　振り返り（２時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたうえで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。・修了後も継続的に学習することの重要性について理解を促し、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応、キャリアアップ等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） |
| 内容 | １　振り返り●研修を通して学んだこと、●今後継続して学ぶべきこと、●根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）２　就業への備えと研修修了後における継続的な研修●継続的に学ぶべきこと、●研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Ｏｆｆ―ＪＴ，ＯＪＴ）を紹介 |

別紙３　通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間介護職員初任者研修課程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目番号・科目名 | 通信形式で実施できる上限時間 | 合計時間 |
| (1)　職務の理解 | 0時間 | 6時間 |
| (2)　介護における尊厳の保持・自立支援 | 7.5時間 | 9時間 |
| (3)　介護の基本 | 3時間 | 6時間 |
| (4)　介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | 7.5時間 | 9時間 |
| (5)　介護におけるコミュニケーション技術 | 3時間 | 6時間 |
| (6)　老化の理解 | 3時間 | 6時間 |
| (7)　認知症の理解 | 3時間 | 6時間 |
| (8)　障がいの理解 | 1.5時間 | 3時間 |
| (9)　こころとからだのしくみと生活支援技術 | 12時間 | 75時間 |
| (10)　振り返り | 0時間 | 4時間 |
| 合計 | 40.5時間 | 130時間 |

生活援助者研修課程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目番号・科目名 | 通信形式で実施できる上限時間 | 合計時間 |
| (1)　職務の理解 | 0時間 | 2時間 |
| (2)　介護における尊厳の保持・自立支援 | 3時間 | 6時間 |
| (3)　介護の基本 | 2.5時間 | 4時間 |
| (4)　介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | 2時間 | 3時間 |
| (5)　介護におけるコミュニケーション技術 | 3時間 | 6時間 |
| (6)　老化と認知症の理解 | 5時間 | 9時間 |
| (7)　障がいの理解 | 1時間 | 3時間 |
| (8)　こころとからだのしくみと生活支援技術 | 12.5時間 | 24時間 |
| (9)　振り返り | 0時間 | 2時間 |
| 合計 | 29時間 | 59時間 |

別表１**研修機関が公表すべき情報の内訳**

|  |  |
| --- | --- |
| 情報の種類 | 内　　　　容 |
| 研修機関情報 | 法人情報☆ | ●　法人格・法人名称・住所等●　代表者名、研修事業担当理事・取締役名△　理事等の構成、組織、職員数等△　教育事業を実施している場合・事業概要△　研究活動を実施している場合･概要△　介護保険事業を実施している場合・事業概要△　その他の事業概要△　法人財務情報 |
| 研修機関情報☆ | ●　事業所名称・住所等●　理念（学則に定める開講の目的）●　学則●　研修施設、設備△　沿革△　事業所の組織、職員数等△　併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要☆△　財務セグメント情報 |
| 研修事業情報 | 研修の概要 | ●　対象●　研修のスケジュール（期間、日程、時間数）●　定員（集合研修、実習）と指導者数●　研修受講までの流れ（募集、申し込み）●　費用●　留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等 |
| 課程責任者 | ●　課程編成責任者名△　課程編成責任者の略歴、資格 |
| 研修カリキュラム（通信で行う場合）修了評価 | ●　科目別シラバス●　科目別担当教官名●　科目別特徴演習の場合は、実技内容・備品、指導体制●　科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間●　通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題●　修了評価の方法、評価者、再履修等の基準 |

|  |  |
| --- | --- |
| 情報の種類 | 内　　　　容 |
| 研修事業情報 | 実習施設（実習を行う場合） | ●　協力実習機関の名称・住所等☆●　協力実習機関の介護保険事業の概要☆●　協力実習機関の実習担当者名●　実習プログラム内容、プログラムの特色●　実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等）△　実習担当者の略歴、資格、メッセージ等●　協力実習機関における延べ実習数 |
| 講師情報 | ●　名前●　略歴、現職、資格△　受講者向けメッセージ等△　受講者満足度調査の結果等 |
| 実績情報 | ●　過去の研修実施回数（年度ごと）●　過去の研修延べ参加人数（年度ごと）△　卒業率・再履修率△　卒後の就業状況（就職率／就業分野）△　卒後の相談・支援 |
| 連絡先等 | ●　申し込み・資料請求先●　法人の苦情対応者名・役職・連絡先●　事業所の苦情対応者名・役職・連絡先 |
| 質を向上させるための取り組み | △　自己評価活動、相互評価活動△　実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携△　研修活動、研究活動△　研修生満足度調査情報（アンケート、研修生の声など）△　事業所満足度調査情報（アンケート、事業所の声など） |

※　内容欄のマークは、●：必須△：可能な限り公表☆：他のページにリンクで対応可とする。※　インターネット上のホームページにより情報を公開すること。※　サーバーは、法人ごとの事業所ごとに自ら確保すること。※　研修機関のアドレスは三重県のホームページで公開する。※　基本ストラクチャは変更しない。 | 三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱**（趣旨）**第１条　この要綱は、介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）の規定に基づき、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第２２条の２３第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成１８年厚生労働省告示第２１９号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成２４年３月２８日付け老振発０３２８第９号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定める。**（事業者指定の申請）**第２条　省令第２２条の２６の規定により、事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定を受けようとする日の属する月の前々月の初日までに知事に申請しなければならない。２　申請者は、前項の申請を行うときに、初回の研修事業の指定申請をあわせて行わなければならない。**（事業者の指定）**第３条　知事は、前条の申請があったときは、政令第３条第２項の規定により、研修事業の形式（通学又は通信のことをいう。以下同じ。）ごとに事業者の指定を月の初日に行うものとする。２　知事は、申請者及び研修事業の内容等が政令、省令、告示、取扱細則及び次の各号に掲げる事項のすべてを満たすと認められる場合に限り、事業者として指定するものとする。(1) 法人格を有し、研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。(2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務処理能力及び体制を整えていること。(3) 県内に、研修事業の拠点となる設備と、研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。(4) 三重県内で、年度中に１回以上研修事業を実施できること。(5) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。(6) 研修について、別紙１「研修カリキュラム」の内容に従って実施できること。(7) おおむね１年以上、研修又は研修以外の事業で安定した運営実績があり、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。(8) 研修を担当する講師は、別に定める講師要件を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が必要な人数確保されていること。(9) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び備品・教材等が確保されていること。(10) 第１８条に定める情報の公表を行う体制を整えていること。(11) 過去５年以内に介護員養成研修事業に関し、本県又は他の都道府県で指定の取消処分を受けていないこと。また、第１５条第２項の改善指導を受けている場合は、指導内容が改善されていることが確認できること。(12) 政令第３条第２項第２号に掲げる事項並びに本要綱及び三重県介護職員初任者研修事業者指定要領に定める事項が遵守されること。３　知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査、助言及び指導を行うことができる。　**（年間実施計画の届出等）**第４条　事業者は、毎事業年度ごとに研修事業の年間実施計画を、知事に提出しなければならない。２　事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。３　事業者は、届け出た年間実施計画に変更が生じたときは、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならない。　**（研修事業の指定申請）**第５条　事業者は、研修を行う場合には、研修事業の指定を受けようとする日の属する月の前月の初日までに、知事に申請しなければならない。ただし、研修事業等に関し第１５条第２項の改善の指導を受けている場合は、申請をすることができない。**（研修事業が複数の都道府県に渡る場合の指定の取扱い）**第６条　同一の事業者が複数の都道府県に渡って研修事業を実施する場合であっても、その各々が独立して研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講者の募集を各々の都道府県下において行うなど、研修事業として別個のものと認められる場合には、県内において実施する研修事業を本県において指定する。２　通信形式による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合であって、県内に本部、本校等主たる事業所（対面での面接指導、添削、講師の確保等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所をいう。）が所在し、県内で面接指導を行う場合には、本県において研修事業を指定する。　**（研修事業の指定）**第７条　知事は、第５条の申請があったときは、第３条の規定に準じて指定の可否を決定し、申請者に対し、その旨を通知するものとする。　**（研修事業の内容等）**第８条　事業者は、次の各号に掲げる内容で研修を行うものとする。(1) 研修の課程は、省令第２２条の２３第１項に定める介護職員初任者研修課程とする。(2) 介護職員初任者研修課程の研修科目は、取扱細則「４．研修科目及び研修時間数」に規定されている研修科目とする。なお、研修科目及び研修項目については、別紙１「研修カリキュラム」によるものとする。(3) 研修時間数は１３０時間とし、研修科目の研修時間数は、科目ごとに定められた研修時間数とする。ただし、各項目の時間配分については、内容に偏りがないよう十分留意するものとする。 (4) 研修の目標、評価及び内容は、別紙２「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」による。(5) 研修は、講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。ただし、事業者が効果的な研修を行うため必要があると考える場合は、項目の中で実習を行うことができる。(6) 研修時間の全１３０時間のうち、４０．５時間については通信の方法によって実施することができるものとする。ただし、各科目当たりの通信学習の上限は、別紙３「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」によるものとする。この場合において、添削、面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わなければならない。(7) 研修の教材は、別紙２「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」に定める内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。(8) 研修の履修期間は、原則として８か月以内とする。　**（事業者及び研修事業の変更）**第９条　事業者は、省令第２２条の２６に定める事項に変更が生じる場合には、変更が生じる日の１０日前までに知事に届け出なければならない。**（研修事業の休止及び中止）**第１０条　研修事業の休止とは、４月から翌年３月までの１年度にわたり研修を開講しない場合をいい、事業者はその１年度に限り研修事業を休止することができる。２　事業者は、研修事業を休止する場合は、事前に知事に届け出なければならない。なお、続けて２か年度にわたり研修事業を休止した場合は、第１４条の事業者の指定の廃止届出があったものとみなす。３　知事は、事業者が休止の届出なく４月から翌年３月までの１年度にわたり研修を開講しなかった場合は、事業者の指定の廃止届出があったものとみなす。４　事業者は、研修事業の開講を中止する場合は、開講予定日の１０日前までに知事に届け出なければならない。**（修了評価）**第１１条　事業者は、研修の全科目の修了時に別紙２「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」に沿って、各受講者の知識及び技術等の修得度を厳正に評価しなければならない。２　修了評価は、筆記試験により１時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数に含めないものとする。　**（修了証明書の交付）**第１２条　事業者は、受講者について研修の課程を修了した者（以下「修了者」という。）と認定した場合は、別記様式による修了証明書を遅滞なく修了者に交付しなければならない。**（実績報告）**第１３条　事業者は、研修が終了したときは、終了の日から１か月以内に知事に報告しなければならない。**（事業者指定の廃止）**第１４条　事業者は、事業者指定を廃止する場合は、廃止する日の１０日前までに知事に届け出るものとする。２　事業者は、事業者指定を廃止した場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。(1) 第１９条に定める書類を規定の期間保存し、修了者から修了証明書の再発行等を求められた場合に対応できる体制を整備すること。(2) 修了者に対し、事業の廃止及び今後の連絡先を周知すること。(3) 法人を解散する場合等において、研修事業を引き継ぐ事業者が存在する場合は、第１２条に規定する修了証明書の発行（再発行を含む）について引継ぎを行うこと。**（調査及び指導等）**第１５条　知事は、事業者に対して必要があると認めるときは、研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。２　知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。**（事業者指定の取消し）**第１６条　知事は、事業者の指定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。(1) 第３条第２項に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。(2) 研修事業の指定を受けずに受講者の募集及び研修を行ったとき。(3) 事業者指定申請、研修事業指定申請又は実績報告等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。(4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。(5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。(6) 第１５条に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。(7) 違法な行為があったとき。(8) その他指定事業者として不適切と判断されるとき。**（聴聞の機会）**第１７条　知事は、第１５条の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合は、事業者に対して聴聞を行うものとする。**（情報の公表）**第１８条　事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者及び介護サービス事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別紙６「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らのホームページ上などにおいて公表することにより、事業者の質の比較、受講者等による事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保及び向上に努めなければならない。**（関係書類の保存）**第１９条　事業者は、受講者の研修への出席状況等、研修に関する書類を研修が終了した日から起算して５年間保存しなければならない。ただし、省令第２２条の３０の規定により知事に提出する修了者の名簿及び事業実績報告書については、永年保存しなければならない。**（留意事項）**第２０条　事業者は、研修事業の実施に当たり、安全の確保及び事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。２　苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかなければならない。３　事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。４　受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者等を指導しなければならない。**（介護職員初任者研修の修了者とみなす者）**第２１条　次に掲げる者は、介護職員初任者研修の修了者とみなす。(1) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２４年政令第２５号。以下「改正省令」という。）が施行の際、改正前の介護保険法施行規則第２２条の２３に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修１級課程及び訪問介護員養成研修２級課程（以下「旧課程」という。）を修了し、その証明書の交付を受けた者(2) 改正省令施行の際、旧課程を受講中の者であって、改正省令施行後に当該旧課程を修了したことにつき、その証明書の交付を受けた者(3) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者(4) 実務者研修を修了し、その証明書の交付を受けた者(5)「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５３８号）第１条第２号に掲げる研修の１級課程及び２級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(6) ホームヘルパー養成研修１級及び２級課程を修了した者（平成３年６月２７日付け厚生省通知「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」又は「平成７年７月３１日付け厚生省通知「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」）(7) 家庭奉仕員講習会修了者（昭和６２年６月２６日付け厚生省通知「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」）又は家庭奉仕員採用時研修修了者（昭和５７年９月８日付け厚生省通知「家庭奉仕員の採用時研修について」）で、現にホームヘルパーとして活動している者(8) 昭和５７年以前に県内で家庭奉仕員として活動していた者（県内において、家庭奉仕員として登録をしていた旨の証明が市町村から交付されている者）**（その他）**第２２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、別に定める。附 則（施行期日）１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。（経過措置）２　この要綱の施行日前においても、事業者及び研修事業の指定の申請をすることができる。この場合において、申請があったときは、施行日前においても指定をすることができる。ただし、その効力は、この要綱の施行日から生ずるものとする。３　「三重県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱」は、平成２５年３月３１日をもって廃止する。ただし、「三重県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱」に基づき、平成２５年３月３１日までに開講した研修については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。附 則この要綱は、平成３０年７月２日から施行する。別記様式（第11条関係）

|  |
| --- |
| （※三重県からの事業指定番号及び事業者が管理する番号を付すこと）第　　　　　　号修了証明書氏　　名　生年月日　　　　年　　月　　日介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項第１号（イ又はロ）に掲げる研修の介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。平成　　年　　月　　日（研修事業者名）（代表者職・名）　　　　　　　　　　　　印 |

|  |
| --- |
| （※三重県からの事業指定番号及び事業者が管理する番号を付すこと）第　　　　　　号修了証明書（携帯用）氏　　名生年月日　　　　年　　月　　日介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項第１号（イ又はロ）に掲げる研修の介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。平成　　年　　月　　日（研修事業者名）（代表者職・名）　　　　　　　印 |

別紙１　研修カリキュラム

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 科目番号・科目名 | 項目番号・項目名 |
| 講義及び演習 | (1)　職務の理解（6時間）※必要に応じて、施設見学等の実習を活用することも可能。 | ①多様なサービスと理解 |
| ②介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| (2)　介護における尊厳の保持・自立支援（9時間） | ①人権と尊厳を支える介護 |
| ②自立に向けた介護 |
| (3)　介護の基本（6時間） | ①介護職の役割、専門性と多職種との連携 |
| ②介護職の職業倫理 |
| ③介護における安全の確保とリスクマネジメント |
| ④介護職の安全 |
| (4)　介護・福祉サービスの理解と医療の連携（9時間） | ①介護保険制度 |
| ②医療との連携とリハビリテーション |
| ③障がい者総合支援制度およびその他制度 |
| (5)　介護におけるコミュニケーション技術（6時間） | ①介護におけるコミュニケーション |
| ②介護におけるチームのコミュニケーション |
| (6)　老化の理解（6時間） | ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 |
| ②高齢者と健康 |
| (7)　認知症の理解（6時間） | ①認知症を取り巻く状況 |
| ②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 |
| ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 |
| ④家族への支援 |
| (8)　障がいの理解（3時間） | ①障がいの基礎的理解 |
| ②障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 |
| ③家族の心理、かかわり支援の理解 |
| (9)　こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間）※介護に必要な基礎知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。※「⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」では、高齢者に関する内容に特化せず、視覚障がい者や肢体不自由者等の障がい特性を踏まえた内容も併せて教授すること。また、技術演習においても同様に取り扱うよう留意すること。 | ア　基本知識の学習（10～13時間）①介護の基本的な考え方 |
| ②介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |
| ③介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |
| イ　生活支援技術の講義・演習（50～55時間）④生活と家事 |
| ⑤快適な居住環境整備と介護 |
| ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 |
| ⑫死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 |
| ウ　生活支援技術演習（10～12時間）⑬介護過程の基礎的理解 |
| ⑭総合生活支援技術演習 |
| (10)　振り返り（4時間）※必要に応じて、施設見学等の実習を活用することも可能。 | ①振り返り |
| ②就業への備えと研修修了後における継続的な研修 |
| 計１３０時間 |
| 修了評価（1時間以上）※全科目修了後に筆記試験による修了評価を実施すること。 |

**別紙２****介護職員初任者研修における目標、評価の指針****１　各科目の到達目標、評価**（１）介護職員初任者研修を通した到達目標①　基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。②　介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。③　自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。④　利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要でることを理解できる。⑤　他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。⑥　自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。⑦　利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。⑧　利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。⑨　的確な記録・記述の大切さを理解できる。⑩　人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。⑪　介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。（２）各科目の「到達目標・評価の基準」①　「ねらい（到達目標）」「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。介護職員初任者研修修了時点でただちにできることは困難だが、介護職員初任者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。②　「修了時の評価ポイント」 「修了時の評価ポイント」とは、介護職員初任者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。　介護職員初任者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。ア　知識として知っていることを確認するもの。知識として知っているレベル【表記】・「列挙できる」（知っているレベル）・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。イ　技術の習得を確認するもの。実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。【表記】・「～できる」「実施できる」教室での実技を行い確認することが考えられる。ウ　各科目の「内容例」各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各科目の内容について例示したものである。**各科目の到達目標、評価、内容****１　職務の理解（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・研修課程全体（130時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。 |
| 内容 | １　多様なサービスの理解●介護保険サービス（居宅、施設）、●介護保険外サービス２　介護職の仕事内容や働く現場の理解●居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容　●居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）●ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携 |

**２　介護における尊厳の保持・自立支援（９時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。・虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。 |
| 内容 | １　人権と尊厳を支える介護（１）人権と尊厳の保持●個人としての尊重、●アドボカシー、●エンパワメントの視点、●「役割」の実感、●尊厳のある暮らし、●利用者のプライバシーの保護（２）ＩＣＦ介護分野におけるＩＣＦ（３）ＱＯＬ●ＱＯＬの考え方、●生活の質（４）ノーマライゼーションノーマライゼーションの考え方（５）虐待防止・身体拘束禁止●身体拘束禁止、●高齢者虐待防止法、●高齢者の養護者支援（６）個人の権利を守る制度の概要●個人情報保護法、●成年後見制度、●日常生活自立支援事業２　自立に向けた介護（１）自立支援●自立・自律支援、●残存能力の活用、●動機の欲求、●意欲を高める支援、●個別性／個別ケア、●重度化防止（２）介護予防介護予防の考え方 |

**３　介護の基本（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。 |
| 修了時の評価ポイント | ・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について列挙できる。・介護職として共通の基本的な役割とサービスごとの特性、医療・看護との連携の必要性について列挙できる。・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを列挙できる。・生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを列挙できる。・介護職におこりやすい健康障がいや受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・可能な限り具体的例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、場合によってはそれに一人で対応しようとせず、サービス提供責任者や医療職と連携することが重要であると実感できるように促す。 |
| 内容 | １　介護職の役割、専門性と多職種との連携（１）介護環境の特徴の理解　　　●訪問介護と施設介護サービスの違い、●地域包括ケアの方向性（２）介護の専門性●重度化防止・遅延化の視点、●利用者主体の支援姿勢、●自立した生活を支えるための援助、●根拠のある介護、●チームケアの重要性、●事業所内のチーム、●多職種から成るチーム（３）介護に関する職種●異なる専門性を持つ多職種の理解、●介護支援専門員、●サービス提供責任者、●看護師等とチームとなり利用者を支える意味、●互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、●チームケアにおける役割分担２　介護職の職業倫理　職業倫理●専門職の倫理の意義、●介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、●介護職としての社会的責任、●プライバシーの保護・尊重３　介護における安全の確保とリスクマネジメント（１）介護における安全の確保●事故に結びつく要因を探り対応していく技術、●リスクとハザード（２）事故予防、安全対策●リスクマネジメント、●分析の手法と視点、●事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町への報告等）、●情報の共有（３）感染対策●感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、●「感染」に対する正しい知識４　介護職の安全介護職の心身の健康管理●介護職の健康管理が介護の質に影響、●ストレスマネジメント、●腰痛の予防に関する知識、●手洗い・うがいの励行、●手洗いの基本、●感染症対策 |

**４　介護・福祉サービスの理解と医療との連携（９時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　介護保険制度や障がい者総合支援制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。 |
| 修了時の評価ポイント | ・生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。・介護保険制度や障がい者総合支援制度の概念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。例：税が財源の半分であること、利用者負担割合・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。・高齢障がい者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障がい者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。・医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・介護保険制度・障がい者総合支援制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障がい者総合支援制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。 |
| 内容 | １　介護保険制度（１）介護保険制度創設の背景及び目的、動向●ケアマネジメント、●予防重視型システムへの転換、●地域包括支援センターの設置、●地域包括ケアシステムの推進（２）仕組みの基礎的理解●保険制度としての基本的仕組み、●介護給付と種類、●予防給付、●要介護認定の手順（３）制度を支える財源、組織、団体の機能と役割●財政負担、●指定介護サービス事業者の指定２　医療との連携とリハビリテーション●医行為と介護、●訪問看護、●施設における看護と介護の役割・連携、●リハビリテーションの理念３　障がい者総合支援制度およびその他制度（１）障がい者福祉制度の理念●障がいの概念、●ＩＣＦ（国際生活機能分類）（２）障がい者総合支援制度の仕組みの基礎的理解●介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで（３）個人の権利を守る制度の概要●個人情報保護法、●成年後見制度、●日常生活自立支援事業 |

**５　介護におけるコミュニケーション技術（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 　高齢者や障がい者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。・言動、視覚、聴覚障がい者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。 |
| 内容 | １　介護におけるコミュニケーション（１）介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割●相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、●傾聴、●共感の応答（２）コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション●言語的コミュニケーションの特徴、●非言語コミュニケーションの特徴（３）利用者・家族とのコミュニケーションの実際●利用者の思いを把握する、●意欲低下の要因を考える、●利用者の感情に共感する、●家族の心理的理解、●家族へのいたわりと励まし、●信頼関係の形成、●自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、●アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い（４）利用者の状況・状況に応じたコミュニケーション技術の実際●視力、聴力の障がいに応じたコミュニケーション技術、●失語症に応じたコミュニケーション技術、●構音障がいに応じたコミュニケーション技術、●認知症に応じたコミュニケーション技術２　介護におけるチームのコミュニケーション（１）記録における情報の共有化●介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、●介護に関する記録の種類、●個別援助計画書（訪問・通所・入所・福祉用具貸与等）、●ヒヤリハット報告書、●５Ｗ１Ｈ（２）報告●報告の留意点、●連絡の留意点、●相談の留意点（３）コミュニケーションを促す環境●会議、●情報共有の場、●役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、●ケアカンファレンスの重要性 |

**６　老化の理解（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。 |
| 修了時の評価ポイント | ・加齢・老齢化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等・高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障がい、片麻痺、半側感覚障がい等を生じる等 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | 高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。 |
| 内容 | １　老化に伴うこころとからだの変化と日常（１）老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴●防衛反応（反射）の変化、●喪失体験（２）老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響●身体的機能の変化と日常生活への影響、●咀嚼機能の低下、●筋・骨・関節の変化、●体温維持機能の変化、●精神的機能の変化と日常生活への影響２　高齢者と健康（１）高齢者の疾病と生活上の留意点●骨折、●筋力の低下と動き・姿勢の変化、●関節痛（２）高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点●循環器障がい（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、●循環器障がいの危険因子と対策、●老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、●誤嚥性肺炎、●病状の小さな変化に気付く視点、●高齢者は感染症にかかりやすい |

**７　認知症の理解（６時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。 |
| 修了時の評価ポイント | ・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障がいの違いについて列挙できる。・認知症の中核症状と行動・心理症状（ＢＰＳＤ）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。・認知症の心理・行動のポイント、認知症の利用者への対応、コミュニケーションのとり方、および介護の原則について列挙できる。また、同様に、若年性認知症の特徴についても列挙できる。・認知症の利用者の健康管理の重要性と留意点、廃用症候群予防について概説できる。・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを列挙できる。例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を概説できる。・家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。・複数の具体的なケースを示し、認知症の利用者の介護における原則についての理解を促す。 |
| 内容 | １　認知症を取り巻く状況認知症ケアの理念●パーソンセンタードケア、●認知症ケアの視点（できることに着目する）２　医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理●認知症の定義、●もの忘れとの違い、●せん妄の症状、●健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、●治療、●薬物療法、●認知症に使用される薬３　認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活（１）認知症の人の生活障がい、心理・行動の特徴●認知症の中核症状、●認知症の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）、●不適切なケア、●生活環境で改善（２）認知症の利用者への対応●本人の気持ちを推察する、●プライドを傷つけない、●相手の世界に合わせる、●失敗しないような状況をつくる、●すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、●身体を通したコミュニケーション、●相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、●認知症の進行に合わせたケア４　家族への支援●認知症の受容過程での援助、●介護負担の軽減（レスパイトケア） |
|  |

**８　障がいの理解（３時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 障がいの概念とＩＣＦ、障がい者福祉の基本的考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。 |
| 価修　　　ポ了イ時ンのト評 | ・障がいの概念とＩＣＦについて概説でき、各障がいの内容・特徴及び障がいに応じた社会支援の考え方について列挙できる。・障がいの受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・介護において障がいの概念とＩＣＦを理解しておくことの必要性の理解を促す。・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障がいの特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 |
| 内容 | １　障がいの基礎的理解（１）障がいの概念とＩＣＦ●ＩＣＦの分類と医学的分類、●ＩＣＦの考え方（２）障がい福祉の基本理念●ノーマライゼーションの概念２　障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識（１）身体障がい●視覚障がい、●聴覚、平衡障がい、●音声・言語・咀嚼障がい、●肢体不自由、●内部障がい（２）知的障がい●知的障がい（３）精神障がい（高次脳機能障がい・発達障がいを含む）●統合失調症・気分（感情障がい）・依存症などの精神疾患、●高次脳機能障がい、●広汎性発達障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどの発達障がい（４）その他の心身の機能障がい３　家族の心理、かかわり支援の理解家族への支援●障がいの理解・障がいの受容支援、●介護負担の軽減 |

**９　こころとからだのしくみと生活支援技術（７５時間）**　＜展開例＞　　　基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。1. 基本知識の学習　…10～13時間程度
	1. 介護の基本的な考え方
	2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解
	3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解

　（２）生活支援技術の講義・演習　…50～55時間程度* 1. 生活と家事
	2. 快適な居住環境整備と介護
	3. 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	4. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	5. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	6. 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	7. 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	8. 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
	9. 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護

　（３）生活支援技術演習　…10～12時間程度* 1. 介護過程の基礎的理解
	2. 総合生活支援技術演習

　（４）内容①到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | ・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 修了時の評価ポイント | ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。・要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法、留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防、および介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。・利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。・人の記憶の構造や意欲等を支援と結びつけて概説できる。・人体の構造や機能が列挙でき、何故行動が起こるのかを概説できる。・家事援助の機能と基本的原則について列挙できる。・装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。・体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機器やさまざまな車いす、杖などの基本的使用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。・ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。 |

②内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の指針 | ・介護実践に必要なこころとからだのしくみの基礎的な知識を介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体の各部の名称や機能等が列挙できるように促す。・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。・例えば「食事の介護技術」は「食事という生活の援助」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解できるように促す。さらに、その利用者が満足する食事が提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 【Ⅰ　基本知識の学習　…　10～13時間程度】１　介護の基本的な考え方●倫理に基づく介護（ＩＣＦの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、●法的根拠に基づく介護２　介護に関するこころのしくみの基礎的理解●学習と記憶の基礎知識、●感情と意欲の基礎知識、●自己概念と生きがい、●老化や障がいを受け入れる適応行動とその阻害要因、●こころの持ち方が行動に与える影響、●からだの状態がこころに与える影響３　介護に関するからだのしくみの基礎的理解●人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、●骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、●中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、●自律神経と内部器官に関する基礎知識、●こころとからだを一体的に捉える、●利用者の様子の普段との違いに気づく視点【Ⅱ　生活支援技術の学習　…　50～55時間程度】４　生活と家事家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援●生活歴、●自立支援、●予防的な対応、●主体性・能動性を引き出す、●多様な生活習慣、●価値観５　快適な居住環境整備と介護快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障がい者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法●家庭内に多い事故、●バリアフリー、●住宅改修、●福祉用具貸与６　整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護整容に関する基礎知識、整容の支援技術●身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、●身じたく、●整容行動、●洗面の意義・効果７　移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援●利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、●利用者の自然な動きの活用、●残存能力の活用・自立支援、●重心・重力の働きの理解、●ボディメカニクスの基本原理、●移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、●移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、●褥瘡予防* 高齢者に関する内容に特化せず、視覚障がい者や肢体不自由者等の障がい特性を踏まえた内容も併せて教授すること。

８　食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援●食事をする意味、●食事のケアに対する介護者の意識、●低栄養の弊害、●脱水の弊害、●食事と姿勢、●咀嚼・嚥下のメカニズム、●空腹感、●満腹感、●好み、●食事の環境整備（時間・場所等）、●食事に関した福祉用具の活用と介助方法、●口腔ケアの定義、●誤嚥性肺炎の予防 |
| 内容 | ９　入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法●羞恥心や遠慮への配慮、●体調の確認、●全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、●目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、●陰部清浄（臥床状態での方法）、●足浴・手浴・洗髪10　排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽快な排泄を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法●排泄とは、●身体面（生理面）での意味、●心理面での意味、●社会的な意味、●プライド・羞恥心、●プライバシーの確保、●おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、●排泄障がいが日常生活上に及ぼす影響、●排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、●一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法、●便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食事を多く取り入れる、腹部マッサージ）11　睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法●安眠のための介護の工夫、●環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、●安楽な姿勢・褥蒼予防12　死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護　終末期に関する基礎知識とこころとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うこころの理解、苦痛の少ない死への支援●終末期ケアとは、●高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、●臨終が近づいたときの兆候と介護、●介護従事者の基本的態度、●多職種間の情報共有の必要性※【Ⅱ　生活支援技術の学習】においては、総時間の概ね５～６割を技術演習にあてることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したこころとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。【Ⅲ　生活支援技術演習　…　10～12時間程度】13　介護過程の基礎的理解●介護過程の目的・意義・展開、●介護過程とチームアプローチ14　総合生活支援技術演習（事例による展開）生活の各場面での介護については、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。●事例の提示→こころとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題（１事例1.5時間程度で上のサイクルを実施する）●事例は、「高齢分野」（要支援２程度、認知症、片麻痺、座位保持不可）から２事例を選択して実施。また、２事例のうち、「障がい分野」に関する事例を取り入れることも可能。※本科目の６～１１の内容においても、「14 総合生活支援技術演習」で選択する２事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。※本科目の６～１１の内容における各技術の演習及び「14　総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うことが望ましい。 |

**10　振り返り（４時間）**（１）到達目標・評価の基準

|  |  |
| --- | --- |
| ねらい | 研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。 |

（２）内容例

|  |  |
| --- | --- |
| 指導の視点 | ・在宅、施設の何れの場合であっても、「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って介護を行えるよう理解を促す。・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたうえで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。・修了後も継続的に学習することを前提に、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） |
| 内容 | １　振り返り●研修を通して学んだこと●今後継続して学ぶべきこと●根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）２　就業への備えと研修修了後における継続的な研修●継続的に学ぶべきこと●研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Ｏｆｆ―ＪＴ，ＯＪＴ）を紹介 |

別紙３　通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目番号・科目名 | 通信形式で実施できる上限時間 | 合計時間 |
| (1)　職務の理解 | 0時間 | 6時間 |
| (2)　介護における尊厳の保持・自立支援 | 7.5時間 | 9時間 |
| (3)　介護の基本 | 3時間 | 6時間 |
| (4)　介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | 7.5時間 | 9時間 |
| (5)　介護におけるコミュニケーション技術 | 3時間 | 6時間 |
| (6)　老化の理解 | 3時間 | 6時間 |
| (7)　認知症の理解 | 3時間 | 6時間 |
| (8)　障がいの理解 | 1.5時間 | 3時間 |
| (9)　こころとからだのしくみと生活支援技術 | 12時間 | 75時間 |
| (10)　振り返り | 0時間 | 4時間 |
| 合計 | 40.5時間 | 130時間 |

別表１**研修機関が公表すべき情報の内訳**

|  |  |
| --- | --- |
| 情報の種類 | 内　　　　容 |
| 研修機関情報 | 法人情報☆ | ●　法人格・法人名称・住所等●　代表者名、研修事業担当理事・取締役名△　理事等の構成、組織、職員数等△　教育事業を実施している場合・事業概要△　研究活動を実施している場合･概要●　介護保険事業を実施している場合・事業概要△　その他の事業概要△　法人財務情報 |
| 研修機関情報☆ | ●　事業所名称・住所等●　理念（学則に定める開講の目的）●　学則●　研修施設、設備△　沿革△　事業所の組織、職員数等△　併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要☆△　財務セグメント情報 |
| 研修事業情報 | 研修の概要 | ●　対象●　研修のスケジュール（期間、日程、時間数）●　定員（集合研修、実習）と指導者数●　研修受講までの流れ（募集、申し込み）●　費用●　留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等 |
| 課程責任者 | ●　課程編成責任者名△　課程編成責任者の略歴、資格 |
| 研修カリキュラム（通信で行う場合）修了評価 | ●　科目別シラバス●　科目別担当教官名●　科目別特徴演習の場合は、実技内容・備品、指導体制●　科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間●　通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題●　修了評価の方法、評価者、再履修等の基準 |

|  |  |
| --- | --- |
| 情報の種類 | 内　　　　容 |
| 研修事業情報 | 実習施設（実習を行う場合） | ●　協力実習機関の名称・住所等☆●　協力実習機関の介護保険事業の概要☆△　協力実習機関の実習担当者名●　実習プログラム内容、プログラムの特色●　実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等）△　実習担当者の略歴、資格、メッセージ等●　協力実習機関における延べ実習数 |
| 講師情報 | ●　名前●　資格△　略歴、現職△　受講者向けメッセージ等△　受講者満足度調査の結果等 |
| 実績情報 | ●　過去の研修実施回数（年度ごと）●　過去の研修延べ参加人数（年度ごと）△　卒業率・再履修率△　卒後の就業状況（就職率／就業分野）△　卒後の相談・支援 |
| 連絡先等 | ●　申し込み・資料請求先●　法人の苦情対応者名・役職・連絡先●　事業所の苦情対応者名・役職・連絡先 |
| 質を向上させるための取り組み | △　自己評価活動、相互評価活動△　実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携△　研修活動、研究活動△　研修生満足度調査情報（アンケート、研修生の声など）△　事業所満足度調査情報（アンケート、事業所の声など） |

※　内容欄のマークは、●：必須△：可能な限り公表☆：他のページにリンクで対応可とする。※　インターネット上のホームページにより情報を公開すること。※　サーバーは、法人ごとの事業所ごとに自ら確保すること。※　研修機関のアドレスは三重県のホームページで公開する。※　基本ストラクチャは変更しない。 |